

12/5 税務署員たちの憂鬱

「トクリュウジコウ」。税務署員らがこう呼び、神経をこがらせる内部文書がある。徴税業務で「特に留意すべき事項」を、全国524の税務署長あてに国税庁長官が発した指示書だ。

そこに同庁の危機感がにじむ。「納税義務者の大幅な増加が見込まれる。無申告事案の発生防止に努める」。危惧するのは、自分に相続税がかかることを自覚できず、申告をしない人の数が全国で膨らむことだ。

指示書の作成に携わった資産課税課の課長補佐、阿部輝男(52)は案じる。「税務申告に不慣れな層にどれだけ認識が行き渡っているか」。非課税枠の縮小により課税ベースは広がり、遺産額の目安は5000万円前後。中流サラリーマン家庭も十分、納税義務者となりうる。

「説明会を開けて指示されたけれど、そう簡単にはねえ……」。東京都内の某税務署。59歳のベテラン署員は、上司から渡された対象者リストを見て困惑する。今年、死亡届を出した

遺族の中から「無自覚な中流層」らしき人を集め、税講義をせよ、とのお達し。前例はない。

相続税の徴税は申告がベース。税務署として事前には、個人が相続財産を正確に把握できない。唯一、ほぼ確実に捕捉できるのが不動産。固定資産税の納付実績を基に市町村が作る「名寄せ帳」を取り寄せれば所有者をリストアップできる。

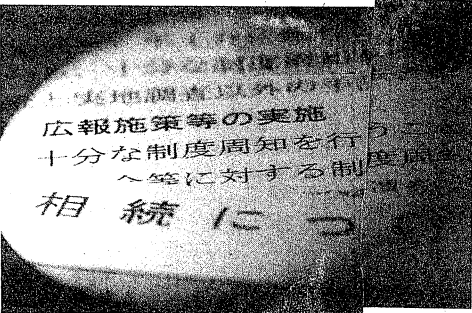
ベテラン税務署員は手の内を明かす。「これまで現場は、賃貸不動産などを持つ大地主に網をかけることに注力してきた。今年は新たに、普通の家持ち層にも、あの手この手で周知するよう指示されている」

だが、税務署員たちが恐れる時期が目前に迫ってきた。年明けから始まる、所得税の還付・確定申告の受け付けだ。例年、一般の相談者で税務署はあふれかえる。今回はさらに相続増税の影響もある。相続税の申告は通常、死亡後10カ月という期限の間際になってから急増する。増税元年の混乱が広がるとすれば、これからだ。

「相談者が押し寄せる事態は避けるように」。国税庁は内々に各署に命じたもようだ。元特別国税調査官で税理士の岡田俊明(65)は「相続税申告はほとんどの人が未経験。丁寧に対応するのが税務署の役割」という。三十数年の実務経験のある国税庁・阿部にとっても初めてとなる相続増税。「適正に申告がなされることに尽きる」。混乱の起きぬことを思いながら年の瀬を迎える。(敬称略)

道真
HAKUSHIN

相続増税元年 2



相続税制度の周知が求められる